

一般社団法人大学女性協会東京支部規約

(名称及び事務所)

第1条 この支部は、一般社団法人大学女性協会東京支部(以下「支部」という)と称する。

第2条 支部は、事務所を一般社団法人大学女性協会(以下「協会」という)の事務所内におく。

(目的及び事業)

第3条 支部は、協会定款第4条に定めるもののほか、支部会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第4条 支部は、前条の目的を達成するため、協会定款第5条に掲げる事業を行う。

(会 員)

第5条 1. 支部の会員は、協会の正会員のうち、東京都内に住所または勤務先を有する者及び委員会が適当と認めたその他の地域の者とする。

2. 会員は、別に定める支部活動費を納めなければならない。

(役員及び委員)

第6条 1. 支部には、次の役員をおく。

支部長1名、副支部長1名、書記2名、会計2名、監査2名

2. 支部委員会で推薦されたこれら役員候補者は、総会において承認を受けるものとする。

第7条 1. 役員任期は、2年とする。但し、2期までは再任を妨げない。なお、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 1. 支部には、若干名の委員をおく。

2. 委員は、支部長が委嘱し、支部長はその結果を総会に報告しなければならない。

第9条 1. 支部長は、支部を代表し、支部の業務を総括する。

2. 支部長は、当該年度の事業報告及び決算、並びに次年度の事業計画及び予算を、本部に報告する義務を有する。

3. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に支障のあるときはその職務を代行し、また、支部長に事故あるときはその職務を行う。

4. 書記は、議事の記録及び通信の事務を行う。

5. 会計は、経理事務を行う。

6. 監査は、会計監査の業務を行う。

7. 委員は、役員とともに支部の業務を行う。

(会 議)

第10条 1. 支部は、通常総会を毎年1回開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2. 総会は、第5条の会員をもって構成し、5分の1以上の出席を必要とする。但し、書面(委任状)をもって意思を表示した場合は、出席者とみなす。

3. 総会の決議は、規約に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって行う。委任状提出者は、会員を代理人として、議決権を行使できる。

4. 規約の改正その他支部長の定める重要事項の決議については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第11条 総会の議長は、支部長がこれに当る。

第12条 役員及び委員をもって委員会を構成し、支部の運営をはかるため、年に数回、委員会を開催する。

(会 計)

第13条 支部の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条 1. 支部の経費は、協会からの交付金、支部活動費、支部事業活動準備金、事業収益、寄付金、及びその他の附属収入によるものとする。

2. 支部活動費は、その額を総会に諮り決定する。

3. 支部の予算は、委員会において作成し、事業計画とともに総会に報告する。

4. 支部の決算報告書は、事業年度終了後、20日以内に委員会において作成し、監査を受けたのち、事業報告書とともに総会において承認を受けなければならない。

(附 則)

1. この規約は、昭和47年5月13日から施行する。
 2. この規約は、平成5年4月24日から一部改正し施行する。
 3. この規約は、平成8年5月15日から一部補足し施行する。
 4. この規約は、平成17年4月16日から一部改正し施行する。
 5. この規約は、平成21年5月16日から一部改正し施行する。
 6. この規約は、平成27年4月11日から一部改正し施行する。
- 以上